



2025 年 5 月 21 日

各位

会 社 名 盟和産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 飯 塚 清
(コード番号 7284 東証スタンダード)
問合せ先 総管理部長 伊藤 明彦
(TEL. 046-223-7611)

当社株式の大量取得行為に関する対応方針（買収への対応方針）の更新について

当社は、2022 年 6 月 1 日開催の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）の導入を決定し、2022 年 6 月 29 日開催の当社第 67 回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。本プランの有効期間は、2025 年 6 月 26 日開催予定の当社第 70 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結時までとされております。

当社は、旧プラン導入後も、買収への対応方針をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社における買収への対応方針のあり方について検討を重ねてまいりました。その結果、当社は、旧プランの有効期間満了を迎えるにあたり、本日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ（2））として、2025 年 6 月 26 日開催予定の本定時株主総会において、株主の皆様にご承認いただくことを条件として、旧プランを当社株式の大量取得行為に関する対応方針（買収への対応方針）（以下「本プラン」といいます。）として更新することを決議いたしましたのでお知らせします。また、併せて、独立委員会の委員を別紙 2 のとおり変更いたします。

本プランは、上場規則の改正及び実務の動向等を勘案し、名称を当社株式の大量取得行為への対応方針（買収への対応方針）といたしますが、その内容は、更新に伴う有効期間の変更及びその他の所要の改定のほかは、旧プランと同様です。

なお、本日現在、当社株式の大量取得の申入れ等は受けておりません。

また、本プランの更新を決定した上記の取締役会には、監査等委員を含む取締役全員（うち社外取締役 5 名）が出席し、全員一致で承認可決されております。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、特定の者による当社株式の大量取得行為の提案を受け入れるか否かは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであれば、これを否定するものではなく、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると認識しております。

しかし、自動車内装部品製造という当社の経営にあたっては、取引先である自動車メーカー等から長年に亘っていただいている信頼が重要であり、その基盤となる当社独自の技術開発力・加工技術力の伝承と継続的な進化、製品の品質・安全性・環境性能の高い水準での確保が必要不可欠であります。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者において、これらに対する理解がない場合には、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上が妨げられる可能性があります。

当社は、当社株式の大量取得行為が行われる場合、買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大量取得行為が当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益に及ぼす影響を、株主の皆様にご判断いただくことは困難であると考えます。また、大量取得行為の中には、ステークホルダーとの良好な関係を保持することができない可能性がある等、当社の企業価値の源泉が長期的にみて毀損されるおそれがあるもの、当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益が損なわれるおそれのあるものも考えられます。

上記の観点から、当社取締役会は、大量取得者に株主の皆様のご判断のための必要かつ十分な情報を提供するよう求めたうえ、大量取得者の提案が当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討できるようにするとともに、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような者による大量取得行為に対して必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することが、株主の皆様から負託された者の責務であると考えております。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社グループ（当社及びその子会社をいい、以下「当社グループ」といいます。）は、1956年（昭和31年）に創立し、日本で初めて成形フロアマットを製造・販売して以来、合成樹脂による自動車内装部品の製造を中心に、日本の自動車産業とともに発展してまいりました。トランク部品、フロア部品、ルーフ部品、シート部品等、原材料から製品まで自社で「一貫生産」することによりコストの削減、品質の向上などを実現し、お客様のニーズに幅広く対応しております。また、自動車内装部品で培った技術を応用し、住宅設備資材や土木資材などの分野においても高い評価を頂いております。

当社の企業価値の源泉は、次の3点であると考えております。これらはいずれも、当社がこれまで短期的な利益のみを追求することなく、技術力を磨き、それに支えられた取引先との強固な信頼関係や当社製品についての社会的信頼の構築に真摯に取

り組むことにより、培われてきたものであります。

(1) 取引先との信頼関係

自動車内装部品の受注獲得と継続的な供給にあたっては、取引先である自動車メーカーや一次サプライヤーの調達部門・設計開発部門からいただいている信頼が重要であります。当社は開発提案、品質・コスト構築、量産品の加工技術の面で取引先から評価され、日本の自動車メーカー各社と長年にわたり密接な関係を築いてまいりました。また、海外の新規取引先開拓に際しても、日系自動車メーカーとの取引で培った実績・信頼性を評価され、受注につながっております。

(2) 技術開発力・加工技術力

自動車内装部品、特に当社の主力製品であるトランク部品、フロア部品は、①製品設計・開発、②材料配合、③シーティング（シート状加工）、④成形加工（自動車部品の形に加工）、⑤仕上げ（付属部品の取付等）という過程を経て製品化されます。当社はこれらの工程を一貫して自社で行い、顧客の要望、イメージを図面化して提案、材料の段階から最終製品に至るまで改善を重ね、当社が高い技術力を有する樹脂の配合・加工・積層技術を活かしながら、機能・品質・コスト・意匠いずれをも満足していただける製品を生産しております。また、継続的な原価低減を行うことで、自動車内装として優れ、かつ、コストを抑えた製品の安定供給を実現しております。

(3) 製品の品質・安全性、環境性能

当社の製品は、自動車内装部品として顧客要求を満足する品質・性能を保持するとともに、常に高い安全性が確保されている必要があり、住宅設備資材も同様であります。

当社は品質マネジメントシステム（ISO9001、IATF16949）の取得をはじめ、継続的に品質管理体制の強化を図るとともに、法律を遵守し顧客要求に応じた難燃・不燃製品や危害性の低い端末加工方法を開発するなど製品の安全性確保に関する積極的な取り組みを行っております。

また、自社端材のリサイクル還元や再生材料の活用（購入）により環境への負荷を低減するとともに、廃棄物ゼロを目指した還元方法の追求を続け、リサイクル工程の効率化（造粒工程を省き直接材料還元）を図るなど、使用エネルギー削減によるカーボン・ニュートラル推進、さらにはサーキュラー・エコノミーの具体化にも取り組んでおります。

また、当社は企業理念として①法令順守と高い倫理観に基づく企業活動、②環境にやさしい製品づくりによる豊かな社会への貢献、③技術革新とお客様が満足する製品の提供、④株主、取引先、地域社会等会社を取り巻くさまざまな関係者との風通しの良いコミュニケーションの実践、⑤労使の相互信頼を基礎とする明朗闊達な企業

風土づくり、の5項目を定めております。上記(1)～(3)に加え、株主、取引先、仕入先・協力企業、従業員、地域社会の方々等と永年にわたって築いてきた良好で強固な関係が当社の企業価値を強く支えているものと考えております。

2. 企業価値向上への取組み

当社グループは、内装部品をグローバルに供給できるサプライヤーを目指し、2006年の中国進出を皮切りに海外展開を進めてまいりました。日系自動車メーカーの生産拠点が集中する日本、中国、北米、ASEANの「グローバル四極」に生産拠点を整備、軌道に乗せるまでに至っております。

一方、この間の新型コロナウイルス感染拡大や半導体供給不足による自動車減産と物流の混乱、ウクライナ情勢の長期化による資源・エネルギー価格の高騰などの影響を大きく受けました。また、電動車へのシフト、自動運転・コネクテッド技術の進化、シェアリングの拡大、さらにはAI（人工知能）の活用やSDV（ソフトウェア・デファインド・ビークル）の開発等、自動車業界及び当社グループを取り巻く事業環境は大きく変化しております。

このような状況を踏まえ、当社グループは、中長期的な企業価値向上に向けて2024年4月より新たな長期ビジョン及び中期経営計画を策定し、取組みを進めております。

2035年を展望した新たな長期ビジョン「長期ビジョン2035」は、「独自の樹脂技術と環境にやさしい循環型の物造りを進化させ、モビリティの未来と多様な社会基盤を支える会社を目指す」としました。当社グループが創業以来取組んでいる製品リサイクル、すなわち資源を再生し新たな価値を生み出すという考え方をベースに、大きな変革期を迎えている自動車産業、モビリティの未来と住宅資材をはじめとする様々な社会基盤を独自の樹脂技術で支え、社会に貢献することを目指しております。

「長期ビジョン2035」に基づく中期経営計画「MWX2030（2030年に向けた盟和産業の変革を意味しています）」は、期間を2025年3月期から2031年3月期までの7年間、数値目標を最終年度の当期純利益9億円、ROE8%以上とし、ステージを3段階に分けて取り組んでおります。

第1ステージは、2025年3月期から2026年3月期までの2年間で、収益基盤強化に取り組めます。第2ステージは、2027年3月期から2029年3月期までの3年間で、今後の成長軌道を確立させてまいります。第3ステージは、2030年3月期から2031年3月期までの2年間で、それまでの取組みの成果により数値目標を達成してまいります。

MWX2030の重点課題は、収益力強化、成長戦略、ESG経営の3項目です。

収益力強化としては、販売価格の適正化や不採算取引の見直しなど「取引採算の改善」、当社の特長である「一貫生産体制強化」、省人化設備の導入や工程改善、DX等による「製造・管理の効率化」、当社グループ全体で連携した「原価改善」の4項目に取り組んでま

います。

成長戦略としては、当社グループが保有する技術を活かした「新分野の開拓」、サーキュラー・エコノミーへの対応など「循環型の物造り」による競争力強化、自動車部品・住宅設備資材等の「既存分野拡販」の3項目、ESG経営としては、「カーボン・ニュートラル推進」「人的資本の拡充」「資本コストや株価を意識した経営」の3項目に取り組んでいます。

MWX2030 重点課題

	項目	取組内容（例）
収益力強化	取引採算の改善	販売価格の適正化、低採算取引の見直し
	一貫生産体制強化	購入部品内製化等
	製造・管理の効率化	省人化・省エネルギー設備導入、DX活用
	原価改善	グループ全体での買い方、造り方、運び方改善
成長戦略	新分野開拓	保有技術を活かした関連分野の開拓
	循環型の物造り	CE（サーキュラー・エコノミー）への対応
	既存分野拡販	新製品受注、取引シェア拡大、非日系顧客開拓
ESG経営	カーボン・ニュートラル推進	2030年までにCO2排出量2013年度比半減
	人的資本の拡充	層別人員体制確保、海外拠点技術者の現地化
	資本コストや株価を意識した経営	株主価値の向上、ROE・PBR等指標改善

3. コーポレート・ガバナンスの強化

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業の社会的責任（CSR）を果たし、株主・取引先・従業員など、さまざまなステークホルダーから信頼されることが企業価値の向上に不可欠であると認識しております。また、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つとしてとらえ、積極的に取り組んでおります。このために、株主総会、取締役会による経営監視はもとより、経営上の意思決定にあたってはその手続を厳格に行うなど、経営の透明性、公正性を確保しつつ、他方で業務執行の決定を広く取締役に委任することで迅速な運営を行なっております。

(2) 企業統治の体制の概要

当社は、取締役会の監査機能を強化し、業務執行と監督を分離して経営の意思決定の迅速化を図るため、2021年6月に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名、監査等委員である取締役3名の計8名で構成しており、2025年6月26日開催予定の本定時株主総会にて当社が上程する予定の議案をご承認いただきますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名、監査等委員である取締役3名の計9名の構成となります。また取締役のうち、過半数の5名が独立社外取締役であり、財務・会計・法務等の知見や企業経営の経験を有しており、経営の透明性を高めるとともに、客観的な立場からの経営の監督、適切な助言等が得られる体制を確保しております。また、当社は財務・会計の分野で高い専門性を持つ女性の取締役を1名選任しております。今後も知識・経験・能力のバランス、多様性等を勘案し、最適な取締役会の構成を検討してまいります。

上記のほか、今後も最新のコーポレートガバナンス・コード、更には、株主、取引先、地域社会等、全てのステークホルダーへの対応を考慮しながら、継続的にコーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めてまいります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2024年6月30日）をご参照ください。

Ⅲ. 本プランの目的及び内容

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記Ⅰ．に記載した基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するとともに、当社株式に対する大量取得行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案する、あるいは株主の皆様にかかる大量取得行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

なお、2025年3月31日現在の当社の大株主の状況は別添のとおりです。また、現時点においては、当社が特定の第三者から当社株式の大量取得行為を行う旨の提案を受けている事実はありません。

2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランに基づく対抗措置を発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量取得

行為を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プランに基づく対抗措置の発動要件を満たす場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約 50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに基づく対抗措置（新株予約権の無償割当て）の発動、不発動等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役及び社外の有識者等から構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、株主の皆様の意思を確認します。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランに係る手続等

(a) 対象となる買付等

本プランは、下記①、②若しくは③に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案¹を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

記

① 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が 20%⁵以上

¹ 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

³ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。本書において同じとします。

⁵ 仮に本プラン更新時において、既に当社の株券等について 20%以上の株券等保有割合を有する保有者がいたことが大量保有報告書により確認された場合には、当該保有者との関係においては、本プラン更新時において保有していた株券等保有割合として当社取締役会が認めた割合とするものとします。その場合、当社取締役会において本書における関連箇所を適宜見直すものとします。

となる買付その他の取得

- ② 当社が発行者である株券等⁶について、公開買付け⁷を行う者の株券等所有割合⁸及びその特別関係者⁹の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け
- ③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i) 当社の株券等の取得をしようとする者又はその共同保有者¹⁰若しくは特別関係者（以下本③において「株券等取得者等」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係¹¹を樹立するあらゆる行為¹²であって、(ii) 当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が 20%以上となるような行為

買付等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（その主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下にかかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当て等の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとします。）及び当該署名又は捺印を行った代表者の

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。本書において同じとします。

⁸ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。本書において同じとします。

⁹ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。本書において同じとします。

¹⁰ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

¹¹ 「当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該株券等取得者等及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

¹² 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。なお、当社は、必要に応じて、買付者等に対し買付説明書その他の情報の提供に期限を設定することがあります。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」、本プラン更新時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び買付者等を被支配法人等¹³とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、並びに当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）¹⁴
- ② 買付等の目的、方法及び具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価格及びその算定根拠
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の内容及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政

¹³ 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

¹⁴ 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

策

- ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社グループの従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書その他の情報（追加的に提出を求めた情報も含まれます。以下同じとします。）が提出されたと合理的に認めた場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（以下「取締役会検討期間」といいます。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等からの買付説明書その他の情報等の提供が十分になされたと認めた場合、情報等の受領から 90 日間が経過するまでの間（取締役会検討期間を含み、以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、30 日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

(e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当て等の要件」において定められる発動事由（同(2)に記載される準発動事由も含み、以下「本発動

事由」と総称します。)に該当すると判断した場合等には、引き続き買付者等より情報提供を受ける必要や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策(以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称します。)を実施することを勧告します。なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当て等を実施するにあたり、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、本発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等について本発動事由に該当するとの判断に至らなかった場合は、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の勧告を行わないものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、その後も、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付等が本発動事由に該当することとなった場合には、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、次の(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従い決議を行うものとします。また、当該株主意思確認総会が開催されない場合には、独立委員会からの上記(e)に従った勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、(i)上記(e)に従い、独立委員会が、本新株予約権の無償割当

て等の実施に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は(ii)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、当社取締役会が、買付等に対して本新株予約権の無償割当て等を実施すべきと考える場合であって、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、株主の皆様意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実及び独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）又は独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当て等の要件

本プランに基づく対抗措置として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランに係る手続等」(e)記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原

資として流用する行為

- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付(最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、又は買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先、地域社会その他のステークホルダーとの関係を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

上記のほか、当社は、上記の各発動事由に準じる要件が充足され、かつ、相当性を有する場合(本プランにおいて「準発動事由」といいます。)には、本プランの発動として法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を講じることがあります。この場合も、上記(1)「本プランに係る手続等」(e)のとおり、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき本新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主(以下「割当対象株主」といいます。)に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として 1 株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限とし当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ過去 90 日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1 ヶ月間から 6 ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者¹⁵、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ) 特定大量買付者¹⁶、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ)乃至(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(Ⅵ) 上記(Ⅰ)乃至(Ⅴ)に該当する者の関連者¹⁷（以下、(Ⅰ)乃至(Ⅵ)

¹⁵ 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20%（脚注 5 に記載された理由により当社取締役会が 20%を超える割合を認めた場合には、当該割合）以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹⁶ 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹⁷ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決

に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(ただし、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

- ③ その他の取得に関する事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします¹⁸。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

¹⁸ 非適格者に対して本新株予約権とは別の内容の新株予約権を対価として交付する旨の取得条項を定めることがあり、その詳細は、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(1) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 本プランの更新手続、有効期間、廃止及び変更

本プランは、株主の皆様の意思を反映するため、本定時株主総会にお諮りし、そのご承認をいただくことを条件として更新されるものです。

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、当該時点において、現に買付等を行っている者又は買付等を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている買付等への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。また、その有効期間の満了前であっても、当社の取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(5) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2025 年 5 月 21 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項乃至用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項乃至用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの更新にあたって株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの更新にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんの

で、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

(a) 本新株予約権の無償割当ての手續

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当対象株主の皆様に対し、その有する当社株式 1 株につき 1 個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手續等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記 3. (1)「本プランに係る手續等」(e)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式 1 株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手續

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに当社株式の割当対象株主の皆様の口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。）その他の必要書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権 1 個当たり 1 円を下限とし、当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式が発行されることとなります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記 3. (3)「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

ただし、当社は、下記(c)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様

から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。ただし、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社株式の割当対象株主の皆様の口座への振替に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について規定されることがあり、その場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

IV. 本プランの合理性

1. 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として更新されるものです。

2. 買収への対応方針に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を全て充足しています。また、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買

収防衛策の在り方」及び経済産業省が 2023 年 8 月 31 日に公表した「企業買収における行動指針 ―企業価値の向上と株主利益の確保に向けて―」の内容を勘案したものととなっております。さらに、東京証券取引所が 2015 年 6 月に施行した「コーポレートガバナンス・コード (2021 年 6 月 11 日最終改訂)」における「原則 1-5. いわゆる買収防衛策」の定めを勘案した内容となっております。

3. 株主意思の重視

本プランは、上記Ⅲ. 3. (4)「本プランの更新手続、有効期間、廃止及び変更」に記載のとおり、株主の皆様の意思を反映させるため、本定時株主総会においてその更新をお諮りし、ご承認をいただくことを条件として更新されます。

また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動の是非について、一定の場合に、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとしています。

さらに、本プランには、有効期間を約 3 年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議に従い、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっています。

4. 独立性のある社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役及び社外の有識者等から構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、独立委員会は、当社の費用において専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ. 3. (1)「本プランに係る手続等」(e)及び上記Ⅲ. 3. (2)「本新株予約権の無償割当て等の要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

6. デッドハンド型の買収への対応方針ではないこと

本プランは、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。

以上

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3 名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、
(i) 当社社外取締役、(ii) 有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会の終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役であった独立委員会委員が、それらの地位を失った場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う（ただし、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合は、当該株主総会決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下で取りうる合理的な施策（以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称する。）の実施又は不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当て等の中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ④ 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ⑤ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑥ 買付者等との協議・交渉
 - ⑦ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・当社取締役会の提出する代替案の検討
 - ⑧ 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑨ 本新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主総会招集の要否の判断
 - ⑩ 本プランの修正又は変更の承認
 - ⑪ 本プラン以外の買収への対応方針の導入の是非の判断

⑫ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項

⑬ 当社取締役会が別途独立委員会に諮問し、又は別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ること等ができる。
- ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その議決権の過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

独立委員会委員略歴

氏 名	略 歴
原 秋 彦 (1952 年 10 月 11 日生)	1980 年 4 月 弁護士登録 1985 年 5 月 米国ニューヨーク州 弁護士登録 1992 年 7 月 三井安田法律事務所参加 1994 年 6 月 株式会社中村屋 社外監査役 2004 年 2 月 日比谷パーク法律事務所参加 (現任) 2011 年 6 月 当社社外監査役 2013 年 6 月 当社社外取締役 2021 年 6 月 当社社外取締役 (監査等委員) 2023 年 6 月 当社社外取締役 (現任)
市 川 一 郎 (1958 年 5 月 10 日生)	1983 年 4 月 キヤノン株式会社入社 1985 年 10 月 監査法人朝日新和会計社 (現 有限責任あずさ監査法人) 入社 1989 年 8 月 公認会計士登録 2014 年 12 月 SWEAT CAPITAL 株式会社 代表取締役 (現任) 2015 年 12 月 株式会社ユニメディア 社外監査役 2017 年 1 月 株式会社インフォバーングループ本社 (現 株式会社メディアジーン) 社外監査役 2019 年 6 月 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社 社外監査役 2023 年 6 月 当社社外取締役 (現任)
森 山 弘 和 (1950 年 7 月 1 日生)	1969 年 4 月 山一證券株式会社入社 1974 年 7 月 株式会社山一証券経済研究所出向 1994 年 4 月 同社経営調査部長 1998 年 2 月 株式会社森山弘和事務所 代表取締役社長 2005 年 4 月 株式会社レコフ 常務執行役員 2008 年 5 月 株式会社森山事務所 代表取締役社長 2015 年 6 月 当社社外監査役 2016 年 6 月 株式会社はせがわ 社外取締役 2021 年 6 月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)

(注) 1. 原 秋彦、市川一郎、森山弘和の各氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程 436 条の 2 に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

2. 各氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

当社の大株主の状況

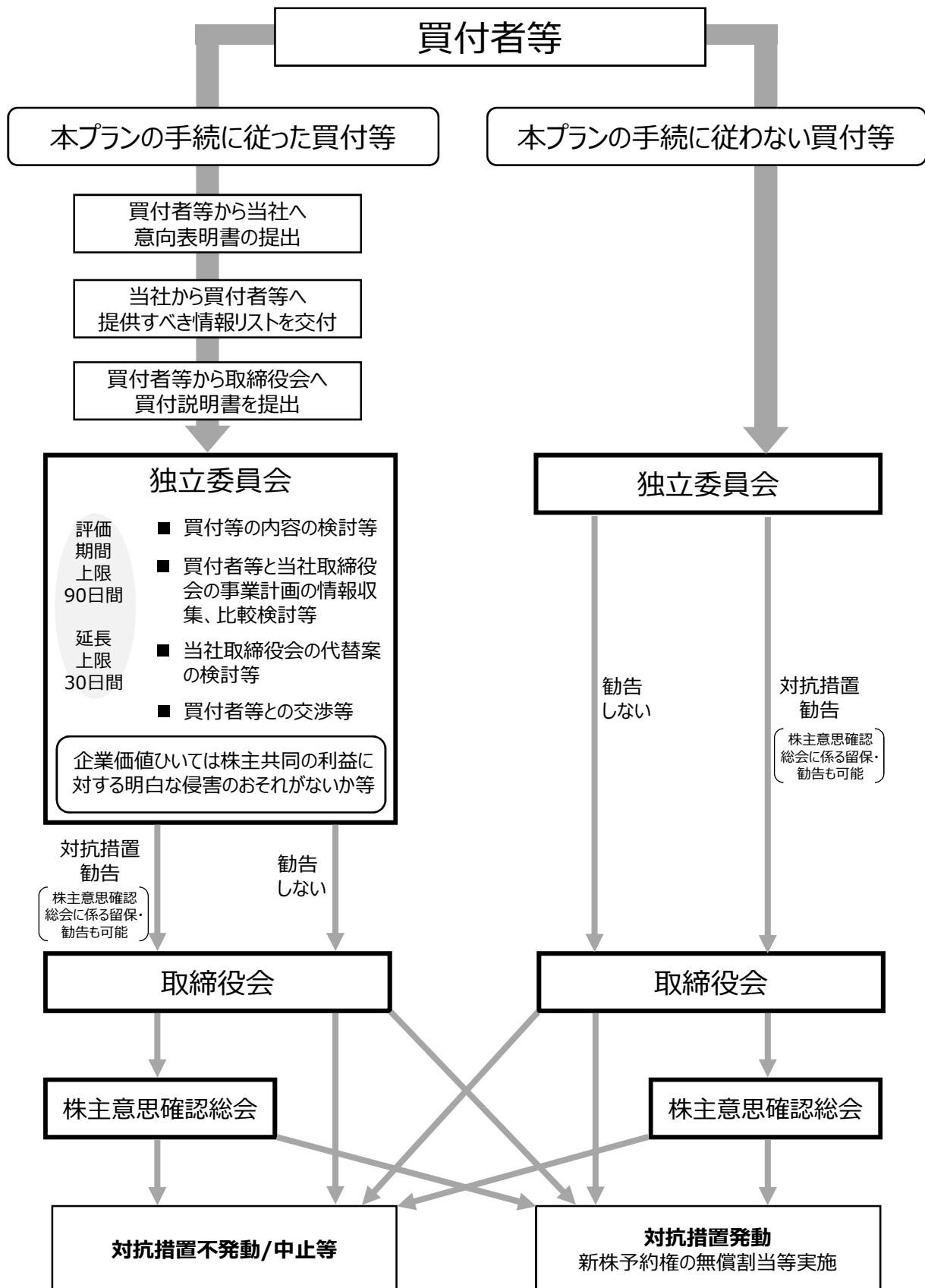
2025 年 3 月 31 日現在の当社の大株主の状況は、以下のとおりです。

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
太陽生命保険株式会社	210, 120	6. 00
日本証券金融株式会社	208, 500	5. 95
株式会社陽栄	180, 355	5. 15
株式会社三井住友銀行	130, 926	3. 74
株式会社プライムポリマー	119, 200	3. 40
松井証券株式会社	109, 200	3. 12
三井物産プラスチック株式会社	80, 000	2. 28
上田八木短資株式会社	77, 300	2. 20
江川 源	71, 400	2. 04
盟和産業従業員持株会	66, 579	1. 90

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以上

本プランの手の続の流れに関する概要



※ 本図は、本プランの手の続の流れに関する概要を簡略化して記載したものです。詳細につきましては本プレスリリースの本文をご参照下さい。